

## 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

\* 必須

### 1.自治体の概要（共通）①

本調査における個人情報の取り扱いについては、Microsoft Forms利用に係る国土交通省内の規定に基づき、所属長の了承を得て行うものです。回答いただいた情報は、本調査の目的の範囲内で使用させていただき、それ以外の目的には使用いたしません。Microsoft Forms上で3～7の個人情報の回答が難しい場合は、「回答困難」と入力いただき、別途国土交通省のメールアドレス【 [hgt-number\\_plate@mlit.go.jp](mailto:hgt-number_plate@mlit.go.jp) 】宛にご回答いただけますと幸いです。

1

自治体所在地のナンバープレートの地域名表示 例：品川、富士山、出雲 \*

ナンバープレートの地名を記載ください。

回答を入力してください

2

自治体所在地の都道府県名及び自治体名 例：都道府県の場合 ●県、市区町村の場合 ●県●市 \*

回答を入力してください

3

担当者所属 例：●部●課 \*

回答を入力してください

4

担当者役職 例：●部長、●課長、●係長 \*

回答を入力してください

5

担当者氏名 例：国土 花子 \*

回答を入力してください

6

電話番号 例：03-5253-8111 \*

半角、ハイフンありで記載ください。

回答を入力してください

7

メールアドレス 半角で記載ください \*

複数ある場合は、アドレスとアドレスの間に半角セミコロン;を記載ください。

例： [yamamoto-k596h@mlit.go.jp](mailto:yamamoto-k596h@mlit.go.jp);[hukumoto-h62k6@mlit.go.jp](mailto:hukumoto-h62k6@mlit.go.jp);[ohtsuka-k274@mlit.go.jp](mailto:ohtsuka-k274@mlit.go.jp)

回答を入力してください

## 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

### 1. 回答自治体について②

8

各設問にお答えいただく前に、該自治体はどちらに該当するか選択ください。\*

- 都道府県
- 市区町村

都道府県を選択した場合は3. へ

市区町村を選択した場合は2. へ

## 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

### 2. ご当地ナンバーについて(導入済・未導入回答用)

9

現在の導入状況

こちら（<https://www.mlit.go.jp/jidisha/content/001905381.pdf>）をご参照の上選択ください。\*

- ご当地ナンバー導入済み
- ご当地ナンバー未導入

ご当地ナンバー導入済を選択した場合は設問①-（1）へ

ご当地ナンバー未導入を選択した場合は設問②-（1）へ

## 2. ご当地ナンバー導入済市区町村 設問①ー（1）

### 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

#### 2. ご当地ナンバーについての設問①ー(1)

台数要件緩和に伴う変更について（導入済市区町村）

10

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P5～6において、「図柄ナンバープレート（地方版）の次回導入にあたり、単独市区町村としての台数要件を登録車保有台数7万台、登録車及び軽自動車保有台数12万台程度まで緩和することが適当である。」

中間取りまとめP9において、

「・ご当地名及び図柄を導入する場合

令和8年度中 ご当地名提案に係る地方自治体における合意形成

令和9年度前半 地方自治体による導入申込

令和8～9年度 地方自治体における図柄の選定

令和9年度後半 地方自治体による図柄提案

（令和11年度前半 図柄の決定、交付開始）とされたところ、最も近い状況を選択ください。

なお、構成市区町村の変更、地域名の変更及び地域名の廃止については、地域名表示の対応地域を構成する全市区町村の合意が必要となること等にご留意ください。詳しくは現行の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱（<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001479403.pdf>）P2～4をご参照ください。

\*

①ご当地ナンバーの構成市区町村の変更を検討中

②ご当地ナンバーの構成市区町村の変更を検討予定

③ご当地ナンバーの地域名の変更を検討中

④ご当地ナンバーの地域名の変更を検討予定

⑤ご当地ナンバーの地域名の廃止を検討中

⑥ご当地ナンバーの地域名の廃止を検討予定

⑦①～⑥のいずれも予定していない。

⑧現時点では未定。

11

現在の状況について詳細をご回答ください。（自由記述）\*

例：B市、C町と地域名の変更に向けて協議中。※検討状況に関する資料を提供いただける場合は、別途国土交通省のメールアドレス【 [hgt-number.plate@k.mlit.go.jp](mailto:hgt-number.plate@k.mlit.go.jp) 】宛に情報提供いただけますと幸いです。

回答を入力してください

## 2. ご当地ナンバー未導入市区町村 設問②ー（1）

### 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

#### 2. ご当地ナンバーについての設問②ー(1)

台数要件緩和等に伴う導入意向について（未導入市区町村）

10

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P5～6において、  
「図柄ナンバープレート（地方版）の次回導入にあたり、単独市区町村としての台数要件を登録車保有台数7万台、登録車及び軽自動車保有台数12万台程度まで緩和することが適当である。」

中間取りまとめP9において、

「・ご当地名及び図柄を導入する場合

令和8年度中 ご当地名提案に係る地方自治体における合意形成

令和9年度前半 地方自治体による導入申込

令和8～9年度 地方自治体における図柄の選定

令和9年度後半 地方自治体による図柄提案

（令和11年度前半 図柄の決定、交付開始）とされたところ、最も近い状況を選択ください。

なお、新たな地域名表示の追加については、地域名表示の対応地域を構成する全市区町村の合意が必要となること等にご留意ください。  
詳しくは現行の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱（<https://www.mlit.go.jp/jidousha/content/001479403.pdf>）P2～4をご参照ください。

\*

①単独市区でご当地ナンバーの導入を検討中

②単独市区でご当地ナンバーの導入を検討予定

③複数市町村でご当地ナンバーの導入を検討中

④複数市町村でご当地ナンバーの導入を検討予定

⑤既存のご当地ナンバーの構成市区町村への編入を検討中

⑥既存のご当地ナンバーの構成市区町村への編入を検討予定

⑦①～⑥のいずれも予定していない。

⑧現時点では未定。

11

現在の状況について詳細をご回答ください。（自由記述）

\*

例：B市、C町と導入に向けて検討中。その他地域にも呼びかけを実施中。※検討状況に関する資料を提供いただける場合は、別途国土交通省のメールアドレス【[hgt-number\\_plate@ki.mlit.go.jp](mailto:hgt-number_plate@ki.mlit.go.jp)】宛に情報提供いただけますと幸いです。

回答を入力してください

### 3. 図柄ナンバープレート 市区町村

#### 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

##### 3. 図柄について（市区町村回答用）

12

###### 図柄の導入状況

こちら（<https://www.mlit.go.jp/jidousha/content/001906466.pdf>）をご参照の上選択ください。

\*

図柄導入済み

図柄未導入

### 3. 図柄ナンバープレート 都道府県

#### 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

##### 3. 図柄について（都道府県回答用）

9

###### 図柄の導入状況

以下に該当する都道府県は、「図柄導入済み」を選択いただき、掲載のある図柄について回答をお願いします。以下に該当しない道府県は、「図柄未導入」を選択ください。

\*

都道府県	図柄	都道府県	図柄
岩手県	岩手599 あ20-46	滋賀県	滋賀599 あ20-46
秋田県	秋田599 あ20-46	広島県	広島599 あ20-46
山形県	山形599 あ20-46 あ20-46	鳥取県	鳥取599 あ20-46
福島県	福島599 あ20-46	山口県	山口599 あ20-46
茨城県	茨城599 あ20-46	徳島県	徳島599 あ20-46
栃木県	栃木599 あ20-46	香川県	香川599 あ20-46
群馬県	群馬599 あ20-46	愛媛県	愛媛599 あ20-46
東京都	品川599 あ20-46	高知県	高知599 あ20-46
新潟県	新潟599 あ20-46 あ20-46	長崎県	長崎599 あ20-46 あ20-46
富山県	富山599 あ20-46	熊本県	熊本599 あ20-46
石川県	石川599 あ20-46	大分県	大分599 あ20-46
福井県	福井599 あ20-46	宮崎県	宮崎599 あ20-46
京都府	京都599 あ20-46	鹿児島県	鹿児島599 あ20-46
奈良県	奈良599 あ20-46	沖縄県	沖縄599 あ20-46

図柄導入済み

図柄未導入

### 3. 国柄ナンバープレート 導入済都道府県市区町村 設問①ー（1）

#### 国柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

##### 3. 国柄ナンバープレートについての設問①ー(1)

モノトーン国柄廃止（フルカラー国柄への一本化）について（導入済都道府県・市区町村）

10

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P9において、「令和10年度からフルカラー国柄のみを交付することが適当である」とされたところ、現時点で最も近いお考えを選択ください。  
なお、令和9年度の更新判断時期において更新基準のいずれかを満たさない場合、国柄デザインを変更しなければ交付終了となることにご留意ください。詳しくは現行の地方版国柄入りナンバープレート導入要綱（<https://www.mlit.go.jp/jidousha/content/001479403.pdf>）P14をご参照ください。

更新判断の対象	■更新基準	
令和3年10月に交付を開始した国柄	普及率×1 中込件数×2	
令和2年5月に交付を開始した国柄	0.8%	500件
令和5年10月に交付を開始した国柄	0.6%	500件
令和7年5月に交付を開始した国柄	0.3%	500件
令和7年5月に交付を開始した国柄	0.2%	500件

※1更新判断の対象は中込件数×2

※2更新判断の対象は中込件数×1を500件

\*

※選択肢②～④を選んだ場合は、地域住民等に交付終了日等を十分に周知する必要があります。直近の普及率は、こちら（<https://www.mlit.go.jp/jidousha/content/001902253.pdf>）をご参照ください。

- ①現在のフルカラー国柄を継続
- ②現在の国柄デザインを継続するが、色のトーンを変更
- ③国柄デザインを変更
- ④国柄を廃止

11

上記の理由について最も近いものを選択ください。\*

直近の申込件数（累積）は、こちら（<https://www.mlit.go.jp/jidousha/content/001902256.pdf>）をご参照ください。

- ①交付件数が順調であるため
- ②交付件数が不調であるため
- ③変更する理由がないため
- ④更新基準を満たさない可能性があるため
- その他

12

モノトーン廃止（フルカラー国柄への一本化）について当てはまるお考えを全て選択ください。

\*

- ①寄付金なしのモノトーン国柄がなくなり、フルカラー国柄を選択するユーザーが増えて、結果として寄付金収入が増加するため、良いと思う
- ②モノトーン国柄の制作を前提としなくなり、デザインがしやすくなるため、良いと思う
- ③モノトーンが廃止されても自治体として困ることはない
- ④ユーザーの選択肢が減るため、良いと思わない
- ⑤モノトーン国柄が廃止されると地域の魅力を発信できなくなるため、良いと思わない。
- その他

### 3. 図柄ナンバープレート 導入済都道府県市区町村 設問①ー(2)

#### 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

##### 3. 図柄ナンバープレートについての設問①ー(2)

寄付金の使途について（導入済都道府県・市区町村）

13

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P9において、「次回の図柄ナンバープレート（地方版）導入要綱において、寄付金の使途として、「災害復旧・復興支援」を追加することが適当である」とされたところ、最も近いお考えを選択ください。  
なお、現在でも、災害復旧・復興支援に資する「公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化」「観光旅行客の受け入れ体制の強化」「街づくり」「観光施設・拠点等の保全・整備」の目的に寄付金を活用することは可能です。  
\*

図柄導入済地域の寄付金活用方針公表ページ [https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidisha\\_tk6\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/jidisha/jidisha_tk6_000061.html)

- ①災害復旧・復興支援に活用したい
- ②今後、災害が発生した場合に災害復旧・復興支援に活用したい
- ③使途について既に合意形成されているため、災害復旧・復興支援に活用することが困難
- ④災害復旧・復興支援に活用する必要がない
- その他

### 3. 国柄ナンバープレート 未導入都道府県市区町村 設問②ー（1）

#### 国柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

##### 3. 国柄ナンバープレートについての設問②ー（1）

モノトーン国柄廃止（フルカラー国柄への一本化）について（未導入都道府県・市区町村）

10

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P8において、「次回導入する国柄ナンバープレート（地方版）については、寄付金付きフルカラー国柄のみとすることが適当である」とされたところ、モノトーン国柄廃止（フルカラー国柄への一本化）について現時点で当てはまるお考えを全て選択下さい。  
\*

- ①寄付金なしのモノトーン国柄がなくなり、フルカラー国柄を選択するユーザーが増えて、結果として寄付金収入が増加するため、良いと思う
- ②モノトーン国柄の制作を前提としなくなり、デザインがしやすくなるため、良いと思う
- ③モノトーンが廃止されても自治体として困ることはない
- ④ユーザーの選択肢が減るため、良いと思わない
- ⑤モノトーン国柄が廃止されると地域の魅力を発信できなくなるため、良いと思わない。
- その他

### 3. 国柄ナンバープレート 未導入都道府県市区町村 設問②ー（2）

#### 国柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

##### 3. 国柄ナンバープレートについての設問②ー（2）

寄付金の使途について（未導入都道府県・市区町村）

11

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P9において、「次回の国柄ナンバープレート（地方版）導入要綱において、寄付金の使途として、「災害復旧・復興支援」を追加することが適当である」とされたところ、最も近いお考えを選択ください。  
なお、現在でも、災害復旧・復興支援に資する「公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化」「観光旅行客の受け入れ体制の強化」「街づくり」「観光施設・拠点等の保全・整備」の目的に寄付金を活用することは可能です。導入地域の寄付金活用方針については以下のホームページで確認いただくことが可能です。\*

国柄導入済地域の寄付金活用方針公表ページ [https://www.mlit.go.jp/jidousha/jidousha\\_tk6\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/jidousha/jidousha_tk6_000061.html)

- ①災害復旧・復興支援を目的として機運醸成していきたい
- ②今後、災害が発生した場合に災害復旧・復興支援を目的として機運醸成していきたい
- ③災害復旧・復興支援を目的に機運醸成する必要がない
- その他

3. 国柄ナンバープレート 共通設問 導入済都道府県市区町村 設問①- (3)  
未導入都道府県市区町村 設問②- (3)

### 国柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

#### 3. 国柄ナンバープレートについての設問①-③

ふるさと版（仮称）について（共通）

14

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P10において、「他地域の国柄ナンバープレート（地方版）の交付を可能とする新たなスキーム「国柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）」について検討することが望まれる。」とされたところ、最も近いお考えを選択ください。\*

#### ふるさと版のイメージ

現行制度では、国柄ナンバープレート（地方版）は、自地域の国柄を他地域でも交付することができない（他地域の国柄を自地域でも交付することができない）が、そのようなことを可能とすること。

例）鳥取（自地域）の国柄を全国でも装着できるようになるとともに  
他地域（最大72種類）の国柄を鳥取（自地域）でも装着できるようになる。

※令和7年8月時点での国柄ナンバープレート（地方版）は全国138地域のうち78地域で73種類交付されている。



- ①自地域の国柄を他地域でも交付可能となれば、寄付金をより集められる可能性がある
- ②自地域の国柄を他地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国で発信することができる
- ③他地域の国柄が自地域でも交付可能となれば、自地域の国柄の交付件数が減少し、寄付金が減少する可能性がある
- ④他地域の国柄が自地域でも交付可能となれば、「走る広告塔」として自地域の魅力を全国に発信することができない

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P10～11において、「特に交付件数が少ない場合には標板交付代行者の負担が増えることから、図柄ナンバープレート（ふるさと版）の交付を受ける自動車ユーザー又は当該制度に参加する自治体に対して費用負担を求めるのか」等今後、本検討会において、自治体による意見等も聴取しつつ、これらの課題を整理した上で、令和7年度内目途に図柄ナンバープレート（ふるさと版）（仮称）の今後の方向性について結論を得ることを目指す。」とされたところ、特に自地域の図柄ナンバープレートの他地域での交付件数が少ない場合の費用負担先として考えられるものを全て選択ください。

なお、費用については、機械の追加設備投資や工数増加に対応する新規雇用など準備段階の費用も含まれるものとお考えください。

\*

- ①ふるさと版を導入した自地域の自治体（例：鳥取の図柄を他の137地域（最大）でも交付可能とする場合の鳥取の自治体を指します）
- ②ふるさと版を導入した自地域の自動車ユーザー（例：鳥取の図柄を他の137地域（最大）でも交付可能とする場合の鳥取の自動車ユーザーを指します）
- ③ふるさと版の交付を受ける他地域の自治体（例：鳥取の図柄を他の137地域（最大）でも交付可能とする場合の鳥取以外の地域の自治体を指します）
- ④ふるさと版の交付を受ける他地域の自動車ユーザー（例：鳥取の図柄を他の137地域（最大）でも交付可能とする場合の鳥取以外の地域の自動車ユーザーを指します）
- ⑤図柄ナンバープレートの交付を受ける全ての自動車ユーザー
- ⑥ナンバープレートの交付を受ける全ての自動車ユーザー
- その他

### 3. 図柄ナンバープレート 未導入都道府県市区町村 設問②ー (4)

#### 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

\* 必須

##### 3. 図柄ナンバープレートについての設問②ー(4)

今後の導入希望について（未導入都道府県・市区町村のみ）

14

中間取りまとめ（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001896241.pdf>）P9において、「導入希望の地方自治体の対応スケジュールは以下を想定している。

・図柄のみを導入する場合

令和8年度中 地方自治体における導入申込の検討及び図柄の選定

令和8年度後半 地方自治体による導入申込、図柄提案

（令和9年度後半 図柄の決定、交付開始）

・ご当地名及び図柄を導入する場合

令和8年度中 ご当地名提案に係る地方自治体における合意形成

令和9年度前半 地方自治体による導入申込

令和8～9年度 地方自治体における図柄の選定

令和9年度後半 地方自治体による図柄提案

（令和11年度前半 図柄の決定、交付開始）とされたところ、今後の予定で最も近いお考えを選択ください。 \*

- ①図柄のみ導入の方向で検討中
- ②ご当地名及び図柄を導入の方向で検討中
- ③導入予定はない
- ④未定

戻る

次へ

パスワードを記載しないでください。 [不正使用を報告する](#)

### 4. 図柄ナンバープレート 共通設問

#### 図柄ナンバープレート（地方版）導入希望調査について

##### 4. その他ご意見について

16

その他ご意見について（自由記述）※ご意見に関する資料を提供いただける場合は、別途国土交通省のメールアドレス【 [hot-number.plate@ki.mlit.go.jp](mailto:hot-number.plate@ki.mlit.go.jp) 】宛に情報提供いただけますと幸いです。

回答を入力してください

戻る

送信

パスワードを記載しないでください。 [不正使用を報告する](#)

市区町村に対するご当地ナンバーの選択肢

以下に該当する市区町村は、「ご当地ナンバー導入済」を選択ください。

以下に該当しない市区町村は、「ご当地ナンバー未導入」を選択ください。

都道府県	地域名表示	市区町村名
北海道	苫小牧	苫小牧市
	知床	別海町、中標津町、標津町、羅臼町 斜里町、清里町、小清水町
	十勝	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、 広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
青森	弘前	弘前市、西目屋村、田舎館村
岩手	盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波町、矢巾町
	平泉	一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
宮城	仙台	仙台市
福島	会津	会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、 猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
	郡山	郡山市
	白河	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町
茨城	つくば	古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、 つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町
栃木県	日光	日光市、塩谷町
	那須	大田原市、那須塩原市、那須町
群馬県	高崎	高崎市、安中市
	前橋	前橋市、吉岡町
千葉県	成田	成田市、富里市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町
	柏	柏市、我孫子市
	松戸	松戸市
	船橋	船橋市
	市川	市川市
	市原	市原市
埼玉県	川口	川口市
	越谷	越谷市
	川越	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町

都道府県	地域名表示	市区町村名
東京都	世田谷	世田谷区
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
	江戸川	江戸川区
	杉並	杉並区
	板橋	板橋区
山梨県	富士山	富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
新潟県	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
長野県	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	南信州	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	安曇野	安曇野市、生坂村、池田町、松川村
石川県	金沢	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
愛知県	岡崎	岡崎市、幸田町
	豊田	豊田市
	一宮	一宮市
	春日井	春日井市
静岡県	伊豆	熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
	富士山	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町
三重県	鈴鹿	鈴鹿市、亀山市
	四日市	四日市市
	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町
大阪府	堺	堺市
奈良県	飛鳥	橿原市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村
島根県	出雲	出雲市、奥出雲町、飯南町
岡山県	倉敷	倉敷市、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
山口県	下関	下関市
香川県	高松	高松市

市区町村に対する図柄ナンバープレート(地方版)の選択肢

以下に該当する市区町村は、「図柄導入済」を選択いただき、掲載された図柄について回答をお願いします。  
以下に該当しない市区町村は、「図柄未導入」を選択ください。

都道府県	地域名表示	市区町村名	図柄
北海道	苫小牧	苫小牧市	
	知床	別海町、中標津町、標津町、羅臼町 斜里町、清里町、小清水町	
	十勝	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	
青森県	弘前	弘前市、西目屋村、田舎館村	
岩手県	岩手	軽米町、普代村、田野畠村、岩泉町、山田町、大槌町、住田町、西和賀町、岩手町、葛巻町、零石町、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、久慈市、北上市、花巻市、大船渡市、宮古市、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	
	盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波町、矢巾町	
	平泉	一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町	
宮城県	仙台	仙台市	
秋田県	秋田	全ての市町村	
山形県	山形	酒田市、鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町以外の市町村	
	庄内	酒田市、鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町	
福島県	白河	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町	
	いわき	いわき市、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村	

都道府県	地域名表示	市区町村名	図柄
茨城県	土浦	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、かすみがうら市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	
	つくば	古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町	
栃木県	宇都宮	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、高根沢町、那珂川町	
	日光	日光市、塩谷町	
	那須	大田原市、那須塩原市、那須町	
	とちぎ	足利市、栃木市、佐野市、小山市、野木町	
群馬県	群馬	桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、榛東村、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	
	高崎	高崎市、安中市	
	前橋	前橋市、吉岡町	
千葉県	成田	成田市、富里市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町	
	柏	柏市、我孫子市	
	松戸	松戸市	
	船橋	船橋市	
	市川	市川市	
	市原	市原市	

都道府県	地域名表示	市区町村名	図柄
埼玉県	越谷	越谷市	・越谷599 あ 20-46
東京	品川	千代田区、中央区、港区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	・品川599 さ 20-46
	世田谷	世田谷区	・世田谷599 あ 20-46
	足立	台東区、墨田区、荒川区、足立区	・足立599 さ 20-46
	江東	江東区	・江東599・KOTO あ 20-46
	葛飾	葛飾区	・葛飾599 あ 20-46
	江戸川	江戸川区	・江戸川599 さ 20-46
	練馬	新宿区、文京区、中野区、豊島区、北区、練馬区	・練馬599 さ 20-46
	杉並	杉並区	・杉並599 あ 20-46
	板橋	板橋区	・板橋599 あ 20-46
	多摩	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、西東京市	・多摩599 さ 20-46
	八王子	八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	・八王子599 さ 20-46
山梨県	富士山	富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	・富士山599 あ 20-46

都道府県	地域名表示	市区町村名	図柄
新潟県	新潟	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村、粟島浦村	新潟599 あ 20-46
	長岡	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村	長岡599 あ 20-46
	上越	糸魚川市、妙高市、上越市	上越599 あ 20-46
長野県	南信州	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	南信州599 さ 20-46
	安曇野	安曇野市、生坂村、池田町、松川村	安曇野599 さ 20-46
富山県	富山	全ての市町村	富山599 あ 20-46
石川県	石川	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市、川北町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	石川599 あ 20-46
	金沢	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	金沢599 あ 20-46
愛知県	岡崎	岡崎市、幸田町	岡崎599 さ 20-46
	豊田	豊田市	豊田599 あ 20-46
	春日井	春日井市	春日井599 あ 20-46
静岡県	富士山	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町	富士山599 あ 20-46
三重県	四日市	四日市市	四日市599 あ 20-46
	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町	伊勢志摩599 あ 20-46
福井県	福井	全ての市町村	福井599 あ 20-46

都道府県	地域名表示	市区町村名	図柄
大阪府	堺	堺市	
京都府	京都	京都府全域	
奈良県	奈良	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、曾爾村、御杖村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	
	飛鳥	橿原市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村	
滋賀県	滋賀	全ての市町	
広島県	広島	広島市、呉市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	
	福山	竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大崎上島町、世羅町、神石高原町	
鳥取県	鳥取	全ての市町村	
島根県	出雲	出雲市、奥出雲町、飯南町	
山口県	山口	下関市以外の市町村	
	下関	下関市	
徳島県	徳島	全ての市町村	
香川県	香川	高松市以外の市町	
	高松	高松市	
愛媛県	愛媛	全ての市町	
高知県	高知	全ての市町村	

都道府県	地域名表示	市区町村名	図柄
長崎県	長崎	長崎市、島原市、諫早市、大村市、五島市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、新上五島町 対馬市、壱岐市	
	佐世保	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町	
熊本県	熊本	全ての市町村	
大分県	大分	全ての市町村	
宮崎県	宮崎	全ての市町村	
鹿児島県	鹿児島	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾於市、霧島市、南さつま市、いちき串木野市、志布志市、南九州市、姶良市、伊佐市、十島村、三島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、湧水町、中種子町、南種子町、屋久島町	
沖縄県	沖縄	全ての市町村	